

社会福祉法人 永世会
特別養護老人ホーム愛生苑〔介護老人福祉施設〕運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人永世会が開設する特別養護老人ホーム愛生苑〔介護老人福祉施設〕（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を持ち地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス・福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人永世会 特別養護老人ホーム愛生苑
- 二 所在地 香川県坂出市西庄町79番地1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者は、併設型短期入所生活介護の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- 二 医師 1名（非常勤）

医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。

- 三 副施設長 1名（生活相談員および介護支援専門員と兼務）

副施設長は、管理者の補佐及び必要な業務を行う。

- 四 生活相談員 常勤1名以上

生活相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 五 看護職員 常勤換算2名以上（うち1名以上は常勤）

看護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

- 六 介護職員又は看護職員 常勤換算24名以上（介護職員については、常勤の者を常時1人以上配置）

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

- 七 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士又は管理栄養士は、必要な栄養管理および栄養指導を行う。

- 八 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

九 介護支援専門員 常勤1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

十 歯科衛生士 1名以上

口腔ケア、口腔衛生管理に係る技術的助言や指導に当たる

(入所者の定員)

第5条 入所者の定員は、50人とする。

(入所者に対する介護老人福祉施設サービスの内容)

第6条 介護老人福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事等の介護
- 二 機能訓練
- 三 相談及び援助
- 四 社会生活上の便宜の供与等
- 五 健康管理
- 六 食事、その他のサービス
- 七 栄養管理
- 八 口腔衛生の管理

(利用料等)

第7条 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の負担額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合とする。

2 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 居住費

個室1,209円/日

多床室882円/日

二 食費 1,580円/日 (朝食330円 昼食650円 夕食600円)

三 預り金管理費 1,000円/月

四 入所者の希望により、特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

五 入所者の希望による外出等送迎費 (付添職員1名につき)

5kmまで 片道500円

5kmを超え10kmまで 片道1,000円

10kmを超え20kmまで 片道2,000円

六 理美容費 実費

七 電化製品持込費 1製品につき500円/月

八 レクリエーション費、喫茶利用費、クラブ材料費、写真費など 実費

九 口腔ケアに必要な歯ブラシなどの物品 実費

十 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって入所者に負担させることが適当と認められるもの 実費

十一 第一号について、入院又は外泊中は、外泊時費用の算定対象期間に限り居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用者から短期入所の滞在費を徴収する。

4 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。また、前項の費用の額に変更がある場合は、文書又は電磁的方法(電子メール等)にて対応することができる。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者が介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 二 入所者は施設の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 入所者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 四 入所者は施設の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(身体的拘束等の適正化)

第9条 従業者は、介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 施設の従業者は、現に介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練(年2回)
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- 四 その他防火管理上必要な業務

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

する。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第14条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 二 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 三 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施する。
- 四 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するための事項)

第17条 介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第18条 施設は、第4条に定める従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人永世会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

改正

この規程は平成14年4月1日から施行する。
この規程は平成15年6月1日から施行する。
この規程は平成16年4月1日から施行する。
この規程は平成16年5月1日から施行する。
この規程は平成17年10月1日から施行する。
この規程は平成18年4月1日から施行する。
この規程は平成18年7月1日から施行する。
この規程は平成21年4月1日から施行する。
この規程は平成23年4月1日から施行する。
この規程は平成24年2月1日から施行する。
この規程は平成24年4月1日から施行する。
この規程は平成24年11月1日から施行する。
この規程は平成25年7月1日から施行する。
この規程は平成25年10月1日から施行する。
この規程は平成26年1月1日から施行する。
この規程は平成26年4月1日から施行する。
この規程は平成27年4月1日から施行する。
この規程は平成27年8月1日から施行する。
この規程は平成28年4月1日から施行する。
この規程は平成29年4月1日から施行する。
この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は平成30年6月1日から施行する。
この規程は令和元年10月1日から施行する。
この規程は令和3年4月1日から施行する。
この規程は令和3年8月1日から施行する。
この規程は令和3年12月1日から施行する。
この規程は令和6年4月1日から施行する。